

ID: 541

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

<p>処分の概要</p>	<p>ダムの操作規程の変更命令</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>河川法 第100条において準用する第47条第4項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和39年法律第167号</p>		
<p>【基準】 法第47条第4項の規定による。 (ダムの操作規程) 第47条 4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>